

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会職員募集要項

1 募集職種

(1) 一般事務職

①業務の内容（地域福祉推進に関する業務、相談業務、総務や会計の業務他）

2 募集人員

(1) 一般事務職 若干名

3 受験資格

(1) 次の条件をすべて満たし、採用後、上野原市に居住することができる者。

①高等学校以上を卒業した者若しくは卒業見込みの者

②昭和61年4月2日以降に生まれた者

（例外事由3号イ キャリア形成のため）

③普通自動車運転免許（AT限定可）を有する者

(2) 次のいずれかに該当した場合は受験できません。

①日本国籍を有しない者

②成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

④日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主とする政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の区分及び日時、場所（予定）

| 区 分 | 日 時 | 場 所 |
|-------|---|--------------------------------------|
| 書類選考 | | |
| 第1次試験 | 令和4年1月16日（日） ※第1次試験は、書類選考合格者のみ行います。 | 市総合福祉センターふじみ 会議室 G 上野原市上野原3163 |
| 第2次試験 | 令和4年1月30日（日） ※第2次試験は、第1次試験合格者のみ行います。 | 市総合福祉センターふじみ 会議室 G 上野原市上野原3163 |

5 試験内容（予定） ※試験時間は目安です。

| 区分 | 時間 | 内容 |
|-------|-------------|-------------------------|
| 書類選考 | | |
| 第1次試験 | 事務適性検査 | 40分 事務の適正検査 |
| | 性格診断検査 | 35分 職場への適応検査 |
| | 論述試験 | 60分 表現力、課題に対する理解力の試験 |
| 第2次試験 | 30分 (1人) | 個別面接 |

6 受付期間及び受験手続

(1) 受付期間

① 令和3年11月15日(月)～令和3年12月20日(月)の間で午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

(2) 申込書の配布

① 令和3年11月15日(月)から上野原市社会福祉協議会で配布します。
② ホームページからダウンロードしたものも使用できます。

(3) 受験申込

① 持参の場合の申込書は、上野原市社会福祉協議会で受け付けます。84円切手を貼った返信用封筒(定形:長3)をご持参ください。
② 郵便の場合は、申込書及び受験票に必要事項を記入し、封筒の表に「採用試験申込」と朱書し、84円切手を貼った返信用封筒(定形:長3)を同封の上、上野原市社会福祉協議会 総務担当まで書留郵便で送付してください。(令和3年12月20日の消印があるものまで有効)

(4) 受験票の交付

① 持参、郵送の場合も申し込み時の返信用封筒で、書類選考後、合格者にのみ返送します。
② 受験票に必要事項を記入し、試験当日に必ず持参してください。

7 合格者の発表

| 区分 | 時期 | 方法 |
|-------|----------|------------------------------------|
| 書類選考 | 令和3年12月末 | 返信用封筒にて通知します。 |
| 第1次試験 | 令和4年1月後半 | 市社会福祉協議会ホームページに掲載するとともに合格者には通知します。 |
| 第2次試験 | 令和4年2月初旬 | |

8 採用日

令和4年4月1日(予定)

※ 規定により採用の日から6か月間は試用期間です。

9 勤務地

【本所】

・上野原市上野原3 1 6 3番地（総合福祉センターふじみ内）又は、

【支所・秋山通所介護事業所】

・上野原市秋山5 7 5 6番地（秋山老人福祉センター内）

10 待遇・勤務形態（見込）

（1）給与（令和3年1 1月現在）

①初任給（新卒者）

・171,700円（大学卒）

・160,100円（短大卒）

・150,600円（高校卒）

*職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

②その他、通勤手当・住居手当・扶養手当・地域手当・期末勤勉手当等を規定に基づいて支給します。また、社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

（2）勤務時間は午前8時30分から午後5時15分、週5日勤務（場合により土・日・祝日等勤務有）です。

（3）休日は土曜日および日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）夏期休暇（3日）、採用時年次有給休暇付与、特別休暇があります。

※ただし、業務により就業時間を変更、休日を他の労働日に振り替えることがあります。

11 その他

（1）試験開始時刻に遅れた人の受験は認めません。ただし、交通機関の不通等やむを得ない事由があるときは認める場合があります。

（2）受験票を持参しない人は、受験することができません。

（3）提出された書類は一切お返しいたしません。

（4）試験当日は、鉛筆（HB）・消しゴムを持参してください。

（5）第1次試験の服装は軽装で構いません。

（6）個人情報につきましては、採用試験以外の目的には使用せず慎重に取扱いいたします。

【お問い合わせ・試験申し込み先】

社会福祉法人

上野原市社会福祉協議会 総務担当

〒409-0112

山梨県上野原市上野原3 1 6 3番地

TEL 0554-63-0002

FAX 0554-63-0210